

札幌大谷大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

札幌大谷大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、札幌大谷大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

浄土真宗の開祖親鸞聖人の教えを建学の精神とし、その教えを「生き切れないのちの一つもない。」と簡潔に表現している。北海道で唯一の音楽教育と美術教育を行う芸術学部と地域社会へ貢献する人材を養成する社会学部がある。親鸞聖人の教えは、大学案内、ホームページ、学内イベントや学長講話などの機会に周知され、この教えを踏まえて、教育目標、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）、カリキュラムが継続的に見直されている。

「基準2. 学修と教授」について

教育目標に基づく入学者受入れ方針により、多様な個性を持った学生の獲得に向け努力している。近年回復基調にあるものの、入学定員の確保には至っていない。

教育課程編成方針及び学位授与方針との整合性に配慮し、音楽と美術を同じキャンパスで学修でき、他学部他学科の科目を履修できるなど教授方法も工夫している。学修支援も丁寧に行われている。成績や単位の認定は厳格に実施され、GPA(Grade Point Average)による成績評価が行われ、異議申立て制度も整備されている。

インターンシップ制度は社会学部を中心に確立し、芸術学部へ展開されている。FD(Faculty Development)委員会及び教務委員会が授業アンケートを実施し、授業改善計画書を図書館で閲覧できる。また、耐震基準に対応するため新校舎の建設計画がある。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の寄附行為に基づき規則等は整備され、「常務会」を中心に適切に運用されている。同じ敷地内に幼稚園、中学校高等学校、短期大学部及び大学がある。法人として平成27(2015)年4月に「札幌大谷学園ランドデザイン」を策定し、学校間相互に情報を交換し、その実現に向け改革を進めている。大学と短期大学部の学長が同一人物であることもあり、「合同教授会」を設置し、適切に運営されている。平成27(2015)年に策定された経営改善計画に基づき、安定した経営基盤の確立に向けて収支バランスの確保に取り組んでいる。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」によって、短期大学部と合同で実施している。日本高等教育評価機構の評価基準に従い、エビデンスに基づいた調査・データ収集及び分析が行われ、自己点検評価書を毎年度作成し、公表している。この業務は主に学長直属の「運営企画室」が中心となって担当し、今後自己点検・評価活

動の充実のため IR(Institutional Research)機能の構築及び体制の整備が予定されている。

総じて、建学の精神は教職員に浸透し、大学の使命・目的、教育内容、学生への支援などに、これを踏まえた配慮がある。大学は同じキャンパスにある併設短期大学部と密接に連携しつつ、円滑に運営されている。インターンシップを中心に学生自身が地元と密着・連携する社会学部、音楽と美術を有する芸術学部とが相互に高め合い、芸術をキーワードとして、今後更に拡大発展することが期待できる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

浄土真宗の開祖親鸞聖人の教えを建学の精神として、書面又は口頭で丁寧に説明されている。この教えを「生き切れないのちの一つもない。」という簡潔な表現でまとめている。この理念を踏まえて、大学の使命・目的は学則第 1 条（目的）第 1 項で明確に規定されている。また、学部学科ごとの教育の目的は、具体的かつ明確に学則第 1 条（目的）第 2 項の各号に規定されている。

建学の精神及び教育の目的は、学生便覧、大学案内等の印刷物において明文化され、ホームページにおいても公表されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

親鸞聖人の教えに基づき、北海道で唯一の4年制の音楽教育を提供する音楽学科と美術学科からなる芸術学部、時代の要請に応える社会学部地域社会学科があり、伝統がある質の高い短期大学部を併設している。

学科ごとの個性・特色もそれぞれの教育課程編成方針に明示されており、法令に適合している。社会の変化に対応するため、大学の使命・目的についての検討を大学協議会及び教授会を中心に進め、使命・目的を踏まえた学科の三つのポリシーの見直し、カリキュラム改善及びカリキュラムマップなどの策定を行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的について、併設する短期大学部と一体的にボトムアップにより多くの教職員が関与し合意形成が図られ、役員、教職員の理解と支持を得ている。

これらの学内への周知は、学生便覧の記載、学長による講話、新入学生を対象としたオリエンテーション、毎年開催されている「花まつり」「報恩講」などの機会を実施している。学外へは、大学案内、ホームページにより情報を適時提供している。

使命・目的及び教育目的は中期計画「札幌大谷学園グランドデザイン」及び三つのポリシーに明確に反映されている。

教育研究組織の学科構成を変更することなく、それぞれの学科のもとに設置されるコースなどの編成を変更し、教育目的と教育研究組織の整合性を図っている。また、全ての分野に共通する専門必修科目を設定し、変化する学生のニーズに適合できるよう体制を整備している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学則等に明示された大学の目的及び各学科の教育研究上の目的並びに各学科の教育目標にのっとり明瞭に定められ、ホームページや入学案内で公表されている。また、オープンキャンパスや進学ガイダンスにおいて入学希望者が直接大学教員の指導に触れることで、教育目的等を知る機会を提供している。

三つの学科ごとに定められたアドミッションポリシーに沿って入試制度改革を行い、多様な個性を持った志願者を受入れるために複数の受験機会を設けている。

三つの学科とも入学定員を割込んでいるが、音楽学科と地域社会学科は上昇傾向であり、今後の対応に期待したい。

【参考意見】

○音楽学科と地域社会学科の収容定員充足率が低い、定員充足に向けた努力による入学者の増加が見られ、引続きその努力が期待される。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

各学科のカリキュラムポリシーは、各学科の教育目的に沿って作成された教育目標の達成を目指して明瞭に定められ、学生便覧及びホームページに公表されている。そのカリキュラムポリシーでは、教育内容と教育方法とが分けて記述され、教育課程編成と実施方法が明瞭に示されている。

学科ごとのカリキュラムポリシーとディプロマポリシーとの一貫性は確保されている。また教育課程の体系的編成の変化に対応する修正は教授会において行われ、教授方法の工夫・開発に関しては FD 委員会を中心に努力が払われている。

【参考意見】

○音楽学科の 1・2 年次及び地域社会学科の 1・2 年次の年間履修登録上限単位数が高く定められているので、単位制度の実質化の観点から検討が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及

び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生への学修支援及び授業支援は、教務委員会、クラス担任、ゼミナール担任、芸術学部では、更にコース主任も加わって行われ、学生の情報に関しても連携しながら共有されている。また、新入生に対しては入学前教育と初年次教育、在学生に対しては年度初めのオリエンテーションを開き、卒業要件やカリキュラムについての説明を行っている。

芸術学部のオフィスアワー制度では、専任教員に留まらず、非常勤講師を含めて対応できるようになっており、緻密な学修支援が図られている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

成績評価基準と卒業認定基準は学則及び学生便覧に明記されている。また、成績評価基準はシラバスにも成績評価方法として記載されている。

ディプロマポリシーは学生便覧及びシラバスに明示され、ホームページ上にも公開されている。

成績不良の学生に対しては、GPA1.0 未満の学生に退学勧告を含む学修指導が整備されている。また、成績評価に関しては異議申立て制度を設置し、学生だけでなく保証人（保護者）からの申立てにも対応している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内に社会人基礎科目を設け、教育課程外では就職委員会を設置することによって学生の社会的・職業的自立に関する指導に当たっている。平成 28(2016)年度からは、社会学部で学部共通一般教育科目の実践科目として「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」「インターンシップⅢ」を開講し、就業意識の変化に好影響を及ぼしている。また、芸術学部の学生には社会学部の科目履修を可能にすることで社会的・職業的自立のための

教育課程の拡大を図っている。さらに、社会学部の学生には新たに「社会調査実務士」と「社会調査アシスタント」の資格取得のための科目を開講し、職業的自立支援のための教育課程の充実を図っている。

求人・進学・就職状況の提供を行う就職相談室「S:LABO」の設置や就職活動サポートファイル「Let's 就活!」の配付など、学生が就職活動に組みやすくなるような配慮がなされている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況を点検・評価するために FD 委員会が設置され、半期ごとに授業アンケートを実施している。アンケートに基づく授業改善計画書は、適切に作成され、図書館の見やすい場所に配置して教職員や学生の閲覧に供されている。一部の授業では、課題（試験やレポート）に対してフィードバックを行う旨、シラバスに明記されている。

また、平成 28(2016)年度以降、学修行動調査が全学的に行われている。ここには、学生の意識調査に準じた項目も包摂されているが、結果は集計中であり、経年変化を含めた検証がこれからの課題である。平成 27(2015)年には、学生の就職先企業アンケート調査が実施されたが、就業支援を実質的なものにするための今後の取り組みにも期待したい。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生委員会と学生支援課が連携して学生生活全般のサポートを行い、健康支援には保健室が、学生の心的相談に対しては学長直属の学生相談室「ぼらん」が当たっている。いずれも、医療機関と連携しつつ適切に運営されている。学内外の奨学金により、経済的課題を抱える学生に対して一定の支援が行われ、経済的又は健康上の理由により修業年限内の卒業が困難な学生が利用できる、長期履修学生制度も設けられている。

学内の福利厚生施設として学生食堂「Rapporti」と売店「CASA」がある。学生の課外活動は、主に学生自治会が管轄しており、各クラブは学生から徴収する自治会費の経済支援を受ける。個別学生の意見をくみ上げる仕組みとして学生投書箱があり、投書案件に関

する大学協議会の審議結果は学内に掲示される。また、平成 27(2015)年度より学生満足度調査が行われ、その結果に基づく改善策がとられている。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

音楽、美術、地域社会の各学科とも設置基準を上回る教員が確保・配置され、必要な教授数も確保している。教員の採用や昇任の基準は、平成 28(2016)年度に策定された規則に明示され、採用に際しては公募が行われている。FD 活動は、大学と学科（非常勤講師を含む）双方で取組まれている。研修、学生評価、自己評価の形で行われ、授業アンケートを受けた授業改善計画書が作成されている。学長主導の FD 研究会や経営改善のための SD(Staff Development)研修会、研究休暇制度など、教員の職能開発の仕組みが制度化されている。

教養教育は、教務委員会等で検討されるが、「仏教人間学」、芸術学部の欧米 4 言語科目、社会学部の北海道科目など、特徴を有する形で整備されている。専門科目担当者がカリキュラム策定を担う点に鑑みて、教養教育の更なる実質化に期待したい。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎とも、大学設置基準第 37 条に規定する基準面積を上回り、教育環境に必要な施設が整備されている。講義室、練習室、耐震構造の校舎、ラーニング・コモンズ（記念棟ホワイエ）、情報教育施設、グラウンドなどが整い、快適な教育環境が提供されている。

図書館の蔵書は充実し、開架図書の高割合が高く利便性が高い。体育館は、高等学校と共有だが、双方が利用できるよう調整されている。各棟各階への移動は、バリアフリー化されており、社会学部などが利用するセレスタ札幌キャンパスは、至近距離に位置する。

平成 30(2018)年度に新校舎を建設し、翌年度に非耐震建造物（北棟 1 号館）の解体を終える予定である。施設・設備に関する学生の意見には、投書箱と協議結果の掲示、満足度

調査で対応している。

また、演習科目やゼミナールを含め、授業を行う学生数は目的に応じて適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人を運営するため必要な規則等が整備されている。理事長及び常勤の理事で構成される「常務会」を中心に、平成 27(2015)年 4 月に「札幌大谷学園ランドデザイン」を策定し、この実現に向けて継続的に努力している。

平成 27(2015)年 4 月から施行された改正学校教育法に対応するため、学則及び学内諸規則等を改正し、戦略的に経営できるガバナンス体制の整備に努力している。

学内美化に努め、「クリーン・エコキャンパス」活動など環境保全に配慮し、ハラスメント防止などのために規則の整備に加え、SD 活動でも注意を喚起している。「学校法人札幌大谷学園危機管理規程」を整備し、防災訓練なども全学的に実施している。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定による教育情報及び私立学校法第 47 条の規定による財務情報は、ホームページで適切に公開している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

浄土真宗の教えを建学の精神とする大学として北海道内の他の教育機関と連携しつつ、

理事会は、寄附行為に基づき、規則等を整備し、適切に運営されている。理事の選任も寄附行為の規定通りに行われている。理事長及び常勤の理事で構成される「常務会」が月 2 回開催され、学内の情報交換を十分に行い、理事会から付託された事項について審議を行い、必要な事項を決定し、業務が遅滞することなく円滑に機能している。

理事会における理事の出席状況も良好である。また、理事の欠席時の意思決定表示を行う書面（委任状）について、事前に内容が明示され、適切に運用されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学学長と短期大学部学長が同一人物であることから、大学・短期大学部全体の基本方針及び重要事項を審議する機関として大学協議会が設置され、大学協議会及び教授会での意見を踏まえ、学長が大学としての意思決定できる体制が整備された。また、短期大学部を併設していることから、短期大学部教授会との間に合同教授会を設定し、一体として教学部門の連携が円滑になされている。なお、大学の教授会としての独立性は担保されている。

大学協議会が組織的に学長を補佐し、学長の意思決定及びリーダーシップを発揮しやすい体制であり円滑に機能している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人の管理部門と大学の教学部門の連携は、理事長の諮問機関「札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部運営・諮問会議」が偶数月に開催され、法人の経営に重要な事項について協議・報告が行われている。また、常務理事を委員長とした「幼中高大連携推進委員会」が奇数月に開催され、相互に運営に関わる情報を交換し、調整を行っている。

監事の選任も寄附行為の規定通りに行われている。監事は理事会及び「常務会」に毎回出席し、法人の業務執行状況を把握している。評議員も同様に選任され、評議員会の開催

状況及び出席状況も良好である。

理事長のリーダーシップだけではなく、ボトムアップによる意見・提案をくみ上げる仕組みもあり、組織的にバランスよく運営されている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人は「学校法人札幌大谷学園寄附行為実施規則」で理事会の権限、理事長、理事、職員への権限委任について定められており、「学校法人札幌大谷学園常務会設置規則」に基づき設置されている「常務会」が日常業務を決定する体制が確立されている。事務体制は「学校法人札幌大谷学園事務組織及び職制規程」によって体系的に組織されており、各事務部門が果たす役割を明確化し事務処理が円滑に遂行されている。予算執行、文書の取扱い、公印の取扱い等についても、それぞれの規則により明確に定められている。

職員の資質・能力の向上のために自己啓発活動への助成制度を設けるとともに、毎年学内 SD 研修会を開催し、学外の研修にも職員を派遣するなど、資質・能力向上のための取組みを実施している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財務上の数値目標と達成時期を掲げた 5 か年の経営改善計画を平成 27(2015)年度に策定し、経営状況の抜本的改善に向けて取り組んでいる。大学の収容定員充足率は平成 27(2015)年度まで 4 年間減少が続いていたが、平成 28(2016)年度は回復に転じた。大学部門の過去 5 年間の事業活動収支差額比率(旧帰属収支差額比率)がプラスであったのは平成 27(2015)年度のみであるが、法人全体の事業活動収支差額比率(旧帰属収支差額比率)は直近 2 年間プラスで推移しており、更に安定した経営基盤の確立に向けた取組みが期待される。

経費節減対策として、購買単価削減のための外部企業と契約し、発注先の見直しに取組むなど、収支バランスの確保に向けた努力も行われている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算に関しては、経営改善計画に基づいた予算編成方針を示し、各部署の予算申請を取りまとめて編成した上で、理事会、評議員会の承認を受けている。会計処理は学校法人会計基準に準拠して行われ、具体的な事務処理は経理規程、資産運用規程、物件調達・管理規程などを定め、適正な会計処理を徹底している。購入、発注、支払いについては金額に応じた決裁権限者を定め、予算システムや会計システムを通じた相互牽制により不適切な会計処理が生じない業務体制を構築している。会計処理における不明点が生じた際は随時、公認会計士に確認している。また、監事による監査、公認会計士による監査、内部監査室による監査が適正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

現状及び今後の課題等について認識を共有するため、短期大学部と合同による「自己点検・評価委員会」を設置するなど、自己点検・評価について組織的に行う体制が整備され、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度実施している。

平成 24(2012)年度に日本高等教育評価機構による認証評価を受け、結果を「平成 24(2012)年度大学機関別認証評価書」として公開した。その後も継続して平成 27(2015)年度に「札幌大谷大学平成 27 年度自己点検評価書」を作成し、ホームページに公開している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

日本高等教育評価機構の評価基準に従った自己点検・評価は、エビデンスに基づいており、十分な調査・データの収集と分析が行われている。自己点検・評価報告書は、ホームページを通じて学内外に公表されている。

平成 24(2012)年度以降に実施した自己点検・評価については、学内のネットワーク上に保存して学内への共有を図っている。また、平成 28(2016)年度に IR 機能の構築と体制整備のための「運営企画室」を新たに設置し、当該部署を軸とした自己点検・評価活動の充実に図っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価、検証と改善の PDCA サイクルを確立しつつある。学長をはじめ各学部長、併設短期大学も含めた各学科長並びに、事務部署管理職等を構成員とした「運営企画室」において PDCA サイクルの構築を図っている。

自己点検・評価の活動の結果として、広報活動の改善、カリキュラムポリシーの改訂、教養教育の充実のため一般教育科目の中に「他学部他学科科目」を導入するなど、自己点検・評価の結果を受けて具体的な改善に向けて取り組んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

- A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2 教育研究上における、他大学や他法人との適切な関係の構築

A-2-① 教育研究上において、他大学や他法人との適切な関係

A-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること

A-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

教室や演奏ホールなどの講習会やコンクールへ貸出し、また、公開講座や講演会、公募展、国際・地域イベント、高等学校へ出張講義などに積極的に関与し、北海道における芸術・文化の向上と発展に貢献している。こうした施策は、学生に活動の機会を提供するものであり、教育上の効果も認められる。特に音楽学科は、リスト・フェレンツ音楽芸術大学、ハンガリー国立ペーチ大学、札幌コンサートホール、北海道教育大学、北海道三岸好太郎美術館などと幅広く連携しており、学生の修学機会の観点からも、国際交流と地域貢献の観点からも、とても有用なものとなっている。

平成 28(2016)年度に社会連携センターを設置し、機能集約を進めた。連携事業には、札幌市東区との各種事業、美唄市や高等学校との連携の他、音楽学科の NPO 法人との連携、美術学科の「札幌市未来を守ろうプロジェクト」、地域社会学科の地域インターンシップなどが含まれる。社会連携は、経済的、人的負担に配慮しつつ実施されている。平成 18(2006)年度に開学した音楽学科の連携活動が特に秀でる印象を受けるが、平成 27(2015)年度に完成年度を迎えた美術学科と地域社会学科の今後の事業展開及び芸術学部における社会人教育の充実にも期待したい。